

北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会の趣旨及び役割等について

1 趣旨

本市のまちづくりの基本ルールとなる「北九州市自治基本条例」は、平成22年10月1日に施行された。

本条例は、第29条の規定により、「市は、市政が条例の趣旨に沿って運営されているかどうかを評価し、条例について必要な見直しを検討するための機関を設置する。」とともに、「条例施行の日から5年を超えない期間ごとに、この機関の検討結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされている。

このため、市長の付属機関として「北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会」を設置し、市政が条例の趣旨に沿って運営されているかどうかを評価し、条例や取組等について必要な見直しに関する事項を調査審議するもの。

2 「北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会」の役割

(1) 市政が条例の趣旨に沿って運営されているかどうかの評価

- ① 情報共有、市民参画など市政運営に関する事項
- ② コミュニティへの支援に関する事項

(2) (評価を踏まえ、) 条例や取組等について必要な見直しに関する事項の審議

3 北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会規則

別紙のとおり